

佐賀県告示第百六十七号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十八条第一項に規定する卸売業者が、次のとおり廃止された。

平成二十四年六月五日

佐賀県知事 古川 康

卸売業者名	卸売業務を行っていた た地方卸売市場名	所 在 地	廃止年月日
株式会社神 崎魚市場	地方卸売市場神崎魚 市場	神崎市神崎町田道ヶ里二一 〇〇番地三二一	平成二四・ 五・三一